

津山市立図書館レシート広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市広告掲載要綱（平成19年3月30日津山市告示第198号。以下「要綱」という。）及び津山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、津山市立図書館レシート（以下「図書館レシート」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置、規格及び掲載料)

第2条 広告掲載の位置、規格は、次に掲げるとおりとする。

広告掲載の位置	広告の規格
津山市立図書館本館の貸出レシート下部	窓口端末機用データ 縦146ピクセル×横571ピクセル 自動貸出機用データ 縦75ピクセル×横270ピクセル (表示は縦20mm×横70mm) BMP形式 白黒画像

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、月を単位とし、掲載期間の終期は広告掲載開始日の属する年度の3月31日とする。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、市が定める。

3 広告掲載期間中、市の故意または過失により図書館レシートを発行できない時間が生じたときは、その掲載不能時間を当該日の開館時間で除して得た日数(小数点以下切り捨て)に、広告掲載料を当該月の開館日数で除して得た金額(小数点以下切り捨て)を乗じた掲載料(小数点以下切り捨て)を還付する。

(広告掲載の申し込み)

第4条 図書館レシートに広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、津山市立図書館レシート広告掲載申込書(様式1)に、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を添えて、市の指定する期日までに提出するものとする。

(広告掲載の承認)

第5条 市は前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに審査会に諮り、掲載の可否を決定し、津山市立図書館レシート広告掲載承認決定通知書(様式2)又は津山市立図書館レシート広告掲載不承認決定通知書(様式3)により通知する。

2 市は、必要があればデザイン素材及びその他承認の可否を判断するための資料の提出を求めることができる。

3 市は、広告の内容、デザイン等(以下「広告内容等」という。)が要綱第3条及び基準第3条に

抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、申込者に対し広告の内容等の修正を指示できるものとする。

4 申込者は前項の指示をされたときは、速やかに広告内容等を修正し、指定する期日までに市に提出の上審査を受けるものとする。

(広告の製作)

第6条 申込者は前条第1項により承認が決定した広告原稿を、市が指示する方法により、指定する期日までに市に提出しなければならない。

2 広告の原稿案及び前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載の承認の取り消し)

第7条 市長は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載の承認を取り消す場合、広告の削除又は掲載の一時中止をすることができる。

2 市長は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載の承認を取り消す場合、次に掲げる事項を広告を広告主に通知するものとする。

- (1) 取り消し年月日
- (2) 取り消しの理由
- (3) 削除年月日
- (4) 審査会が定める掲載申込み禁止期間
- (5) その他必要事項

(広告掲載の取り消し)

第8条 要綱第8条第1項第2号の規定による広告掲載が適当でないと市長が認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 第5条第3項による広告内容等の修正を広告主が行わないとき。
- (2) 市の助言又は指導に広告主が従わないとき。
- (3) 基準第3条第2項に規定する申込者になることができないことが判明したとき。
- (4) その他、広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。

(広告等の変更)

第9条 広告主は、月を単位として、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前々月末までに、津山市立図書館レシート掲載広告等変更申込書(様式4)を提出し、承認を得るものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 要綱第9条の規定による市長が相当の理由があると認める場合とは、次に掲げるものとする。

- (1) 広告媒体の事業が廃止となった場合
- (2) 市の故意又は過失により、広告掲載の全部又は一部が不能となった場合

- 2 前項各号に掲げる事由に該当する場合は、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載の取り下げの申し出)

第 11 条 広告主は、原則として、掲載終了予定日の 1 ヶ月前までに、津山市立図書館レシート広告掲載取り下げ申出書(様式 5)の提出により、レシートへの広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により、広告掲載を取りやめた場合において、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、審査会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

(適用日)

- 1 この要領は、平成 28 年 1 月 20 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の津山市立図書館レシート広告掲載要領の規定は、この規則の適用日以後に承認を受けるものについて適用し、適用日前に津山市立図書館レシート広告掲載要領の規定により承認を受けたものは、なお従前の例による。

(様式1)

津山市立図書館レシート広告掲載申込書

平成 年 月 日

津 山 市 長 様

(申込者)

住 所(事業所所在地)

氏 名(事業所名)

代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

津山市立図書館レシート広告掲載要領第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望月 平成 年 月～平成 年 月(ヶ月)

<添付資料>

事業者にあつては、事業の概要が分かる書類

広告デザイン案

※ 掲載希望月の前々月末までにお申し込みください

【注意】

1. 広告の規格は、縦146ピクセル横571ピクセル及び縦75ピクセル横270ピクセル、BMP形式です。
2. 広告の掲載期間は、1月単位で、最長3月間です。掲載期間の終期は広告掲載開始日の属する年度の3月31日です。

(様式2)

津山市立図書館レシート広告掲載承認決定通知書

平成 年 月 日

様

津山市長

平成 年 月 日付けで申込みのあった津山市立図書館レシート広告掲載について、下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

つきましては、下記により手続きくださいますようお願いいたします。

記

1 掲載期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (ヶ月)

2 掲載料 円

3 掲載料の納入

平成 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の場所でお支払ください。

4 その他

(様式3)

津山市立図書館レシート広告掲載不承認決定通知書

平成 年 月 日

様

津山市長

平成 年 月 日付で、申込みのあった津山市立図書館レシート広告掲載については、審査の結果、下記の理由により不承認と決定しましたのでお知らせします。

記

1 不承認の理由

(様式4)

津山市立図書館レシート広告掲載広告等変更申込書

平成 年 月 日

津山市長 様

(申込者)

住 所(事業所所在地)

氏 名(事業所名)

代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

津山市立図書館レシート広告掲載要領第9条の規定により、津山市立図書館レシートへ掲載中の広告について、下記のとおり変更を申し込みます。

記

1 広告の変更

(1) 掲載決定期間 平成 年 月～平成 年 月 (ヶ月)

(2) 変更希望月 平成 年 月～

(3) 変更広告原稿の内容

※デザイン案を添付してください

<添付資料>

・ 広告原稿案

【注意】

1. 広告の変更は、1月単位です

(様式5)

津山市立図書館レシート広告掲載取り下げ申出書

平成 年 月 日

津山市長 様

(申込者)

住 所(事業所所在地)

氏 名(事業所名)

代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

津山市立図書館レシート広告掲載要領第11条の規定により、津山市立図書館レシートへ掲載中の
広告について下記のとおり取り下げます。

記

1 広告の取り下げ

津山市立図書館レシートへの広告掲載を平成 年 月 日をもって終了します。